

会議録

会議名	令和7年度(2025年度)第3回八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会児童福祉施設等認可部会	
日時	令和7年(2025年)5月26日(月) 午後3時00分～午後5時00分	
場所	八王子市教育センター 第2研修室	
出席者氏名	委員	藤枝 充子部会長、串田 和士副部会長、石井 淳委員、小楠 安輝子委員、川越 優紀委員、前原 教久委員、(部会長、副部会長、以下五十音順)
	説明者	原 清子子どものしあわせ課長、山田 光子どもの教育・保育推進課長、斉藤 宏保育幼稚園課長、櫻田 正義主査、田中 達也主査、宗村 享樹主事
	事務局	子どもの教育・保育推進課 井上 愛主査、竹田 聖也主任 保育幼稚園課 興梠 翔大主査、佐藤 光司主任、須田 菜那恵主任、山田 駿平主任
欠席者氏名	町田 利恵委員、森田 亮委員	
議題	(1)八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(案)について (2)認定こども園施策の方向性について～審議②～	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由	-	
傍聴人の数	1人	
配付資料名	資料1 未就園児すくたく通園事業(令和6年度)について 資料2 「八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(案)」について 資料3 こども誰でも通園制度の概要 資料4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第一号) 資料5 認定こども園施策に関する論点について 資料6 特定教育・保育施設類型別空き定員数(令和7年度) 資料7 認定こども園職員アンケート 資料8 認定こども園保護者アンケート ※資料8及び9は当日回収。 ※第2回資料1について、差替え資料を別途配布。	
会議の内容	別紙のとおり	

会議の内容

【山田子どもの教育・保育推進課長】

それでは、定刻となりましたので、児童福祉施設等認可部会を始めます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

部会の開催につきましては、社会福祉審議会条例に基づき、分科会と同様、委員の半数以上が出席しなければ、開催できないこととなっております。

本日は、町田委員と森田委員が都合により欠席の連絡を受けております。

また、前原委員が都合により会議の途中で退席すると伺っております。

出席者は6名で、半数以上であるため、本部会は成立しております。

それでは、これ以降の部会の進行につきまして、藤枝部会長、よろしくお願いいたします。

【藤枝部会長】

それでは、最初に本日の資料について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日の配布資料について確認させていただきます。

まずは、本日の会議の次第です。次に、各資料ですが、資料番号は左肩に表示しておりますので、あわせてご確認ください。

資料1 未就園児すくてく通園事業(令和6年度)について

資料2 「八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(案)」について

資料3 こども誰でも通園制度の概要

資料4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第一号)

資料5 認定こども園施策に関する論点について

資料6 特定教育・保育施設類型別空き定員数(令和7年度)

資料7 認定こども園職員アンケート

資料8 認定こども園保護者アンケート

となります。

また、前回第2回の認可部会で配布しました資料1につきまして、修正がございますので、差替え分として配布しております。

差替えの内容については後ほど説明いたします。

次第と本日の資料8点、前回差替えの資料1点の計10点となります。

資料の不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。

なお、アンケート結果については、退席時に回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

よろしければ次に進みます。

【藤枝部会長】

ありがとうございました。本日は、2つの議題について議論を進めたいと思います。

最初に、議題の(1)「八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(案)」について事務局より説明願います。

【事務局】

(資料1から資料4に沿って説明)

【藤枝部会長】

ありがとうございます。それでは、何かご質問はありますでしょうか。

【前原委員】

資料1と3の利用者・自治体の関係性の図について、資料1では利用者と自治体の間に直接のやり取りはないのでしょうか。

【事務局】

施設と保護者で直接契約を行っております。市は、施設から情報をご提供いただき、他の園に通園していないかなどのチェックは行っておりますが、保護者と直接のやり取りはありません。

【斉藤保育幼稚園課長】

令和6年度に行っていた「未就園児すくたく通園事業」は、東京都の制度をベースにしております。対して「こども誰でも通園制度」は国が全国的に行っている事業で、似た事業ですが制度が異なるため、ご質問のありました市と利用者・保護者との関係性の部分も異なっています。

【前原委員】

内容が同じなのに、なぜ違うのか疑問でした。最初から認可の申請をしてもらう方が分かりやすいのではないかと思い、お聞きしました。

【事務局】

国の制度では、認可した通知を送りますので、先ほど説明しました予約等ができるシステムへ登録されます。利用者はインターネットから自由に、八王子市内に限らず全国他の地域の施設も、ご自身で予約して使えるようになりますので、認可したことを全国統一で出す必要があります。そのため、このような仕組みになっているのだと思います。

【前原委員】

国の制度だからこの仕組みになっているのですね。

また、資料の中で、事業所と自治体で、請求書発行・請求書確認とありますが、これは具体的にどのようなやり取りを表しているのでしょうか。

【事務局】

市から事業者に対し、運営に対する補助と、第 2 子以降の子どもや生活保護世帯、低所得世帯に対する利用料の補助という 2 つの補助を行っています。施設は、保護者からは利用料を徴収せず、後日市に利用料を請求しています。事業者へ補助金を支払うためには市への請求が必要のため、このお金のやり取りの流れを、請求書発行と確認という形で記載しております。

【前原委員】

ありがとうございます。もう 1 点、資料 2 の中で令和 6 年度は 14 施設、令和 7 年度は 33 施設で実施予定と、施設数が倍以上に増えておりますが、これはニーズがあったため、施設数も増えたということでしょうか。

【事務局】

令和 7 年度の 33 施設は、各施設へのアンケート調査結果により、事業者から実施の意向があった数です。

【石井委員】

令和 5 年度は国の試行的事業の実施、令和 6 年度は都の事業とありますが、令和 7 年度からは国の事業を実施するのでしょうか。

【事務局】

令和 7 年度は都の事業がベース、令和 8 年度は国の事業がベースです。

都の要綱は先日通知されましたが、令和 8 年度の都の事業の情報に関しては、まだ市は把握できておりません。

【石井委員】

都の事業の方が、1 人あたりの利用時間や補助額は国よりもかなり手厚いと認識しております。それなのに、国の制度を利用する理由は何でしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

前提として、都の事業は 8 年度に「こども誰でも通園制度」を実施するまでの間、国制度よりも手厚いものを用意し、6 年度、7 年度に市が活用しています。

8 年度の「こども誰でも通園制度」は全国的に実施されることとなっておりますが、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」がこれまでと同じ形でやるのか、条件付きになるのかについては、今後整理されていくと思います。

現時点で詳細は分かりませんが、例えば現在のように月 10 時間という制限を超えて東京都が補助の対象とする可能性はあります。例年、年が明けないと東京都の予算の状況が把握できないのですが、情報が分かり次第共有させていただきます。

【石井委員】

逆に、令和 8 年度から国の「こども誰でも通園制度」が東京都並みの利用時間や補助額にな

る方向性は考えられるでしょうか。7 年度までは東京都の事業がベースだったのに、8 年度から利用時間や補助額に制限のある国の制度となるので、これまでとの乖離を心配しています。

【斉藤保育幼稚園課長】

東京都もそのような現状も理解していると伺っております。現時点ではわかりませんが、8 年度に国の制度に移行したとき、おそらく急に都の補助がなくなることはない想定していますが、確実に申し上げます。

【石井委員】

利用時間や補助額が減少することも可能性として考えられるということでしょうか。

【事務局】

補助額については可能性があります。利用時間については、国制度でも、10 時間までは国が補助するというだけで、10 時間を超えた分も補助されないだけで利用自体はできます。あとは都が上乘せするか、という話になると思います。機会があれば、市長会等を通じて継続の要望をしますが、現時点ではっきりしたことは申し上げます。

【串田副部長】

本事業は基本的に、幼稚園の方が多く実施していると思います。

幼稚園では、大体前年の 11 月ぐらい、早ければ 9 月に 0～2 歳児の募集を始めます。いまの説明では、1 月に認可を受けて 2 月から募集というスケジュールですが、そのときの市の実施要綱は、国の制度をそのまま使う想定でしょうか。

【事務局】

その時点では、都の制度はまだわからない状態だと思われま。2 月から募集という市のスケジュールは、都の情報が入ってくることを見込んで想定しています。国の制度は義務となるので、基本的には国の基準から変えずに実施する予定です。

【串田副部長】

国の基準よりも厳しくする予定はあるでしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

資料のとおり、乳児室の面積などの基準は、国基準よりも市の基準の方が厳しいです。

これは「未就園児すくづく通園事業」の基準にも揃えていますが、実際に国の基準に沿って、都の補助事業も活用できれば、今年と同じような条件で使える可能性があります。市も令和 6 年度、7 年度と都独自の事業をベースにしてきましたので、変わったときに従来と同じ形を維持できるかという、詳細が定まらなと、今の段階では明確な答えが出せません。

ただ、最低限決まっている国基準のものは実施します。その上で、東京都が独自に、国の基準を超える部分を何らかの補助して頂けるものは、我々も最大限活用していくというのが現段階でお答えできる部分になります。

【串田副部長】

市としては、現段階で高い基準を設ける意向は特になくということが良いでしょうか。

【事務局】

基準を今よりも高く設けることは特段考えておりません。条例が制定された後に要綱も変える予定ですが、こちらも大きく変える予定はありません。

設備・運営の基準なども10月頃の公開を予定しています。

【串田副部長】

10月に公開される予定の設備基準を満たしていなければ、8年度からの国制度は適用されないのでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。設備・運営の基準とあわせて「未就園児すくてく通園事業」の基準も改定を考えています。

【串田副部長】

現在の「未就園児すくてく通園事業」では、0歳児から基本的に保護者と部屋を分離して別で定員設定をする形だと思います。これも変わることはあるのでしょうか。

【事務局】

「こども誰でも通園制度」でも保護者の分離が必須にはならないと思います。ただし、最初の通園時は保護者と一緒でも、最終的には保護者と分離するという説明が国からもありました。

事業の内容は今後詳細に決まっていくと思います。

【石井委員】

資料1の令和7年度実施予定の33施設の内訳を教えてください。

【事務局】

新制度幼稚園が5園、新制度未移行幼稚園が12園、認定こども園が8園。認可保育所が8園で、計33施設となっております。

【藤枝部長】

事務局としては、国基準どおりの部分と、それ以上の部分もある中、この条例案が妥当かどうかご審議の依頼がありましたが、その点についても何かご意見がある方はいるでしょうか。

それでは、部会としまして、本案件を承認することで、よろしいでしょうか。

《一同意見なし》

部会としましては、本件を承認することといたします。
次に、議題の(2)「認定こども園施策の方向性」に進みます。
それでは、まずは事務局より説明願います。

【事務局】

(資料 5 に沿って説明)

【藤枝部会長】

ありがとうございました。

前回までの審議として、八王子市の教育・保育の提供体制や質の向上の取組を踏まえたうえで、認定こども園施策の方向性について、本部会での審議が求められています。

次回の部会で最終的な結論を出す予定とはなっておりますが、それにあたり必要なお意見をいただきたいと思っております。

それでは、本日の議題についてです。

事務局から資料5の3ページに本日の論点として5つが示されております。

なお、前回の認可部会では「宿題」としてそれぞれ施策の方向性について考えていただくようご提案したところですが、それぞれの論点における議論の場において、ご発言・ご議論いただければと思いますので、それぞれ1つずつ議論に移らせていただきます。

最初に「論点1 認定こども園の機能と設置の背景」についてです。

事務局から、教育・保育の一体的な提供が可能であるという認定こども園の機能や、市内に偏りが無いよう設置してきた背景をご説明いただきました。

しかし、前回までの議論では「保育所で幼児教育、幼稚園で一時預かり等の保育をそれぞれ提供しており、施設類型に関わらない教育と保育の提供体制はある」との議論もあり、必ずしも認定こども園だけが教育と保育を一体的に提供できるとは言いきれない要素もあると思うのですが、この点も含めて、委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。

保育所でも幼児教育を、幼稚園でも保育をそれぞれ提供しているという点で、実際に運営されている視点から補足できる点があればお伺いしたいのですが、串田副部会長、いかがでしょうか。

【串田副部会長】

前回は話がありましたが、園によって時間は異なるのですが、市内で預かり保育を実施していない園はないので、教育時間は基本的に 9 時から 14 時ですが、その前後に預かり保育を実施しています。アンケート調査結果のとおり、幼稚園から認定こども園になったとしても、保育が充実した実感はないということも、現状の体制からそのとおりだと実感しています。

【石井委員】

保育園を運営する立場として発言させていただきます。

認定こども園は、保育園の機能と幼児教育の機能だと思いますが、保育の機能は最低でも 11 時間の保育時間があり、延長保育を行っている園も多いので、当然既にこの機能を持っています。幼児教育の部分については、以前から積極的に取り入れておりますので、認定こども園になっただけで幼児教育の機能が大きくなるということはあまりないと感じています。

【藤枝部会長】

実際に運営されている方からは、保育園も幼稚園も幼児教育・保育の両方をしっかりされているとご意見をいただきましたが、その他何かございますか。

当事者でないと想像しにくい部分もあるかと思いますが、何かあればご意見をお願いします。

【川越委員】

1 歳と 5 歳の子どもがおりまして、どちらも保育園に通っております。保育園と幼稚園のどちらを選ぶかというときに最初に考えるのは、やはり就労しているかどうかだと思います。しかし、就労していても幼稚園を選んでいる知人も多くいます。一時預かりなどもあるため、必ずしも就労していれば保育園、そうでなければ幼稚園という選択肢は、今の風潮としてはあまり当てはまらないと感じています。

例えば、近くに幼稚園はあるけれど保育園がないご家庭で、働きたいけれど保育園がないからどうしようということがあったときは「認定こども園なら預けられる」と考えると思うのですが、幼稚園でも預かってくれるのであれば、保育的な機能も解決すると推測できます。

また、実際子どもが通っている保育園も様々な活動をされています。具体的には娘のクラスも「とうきょうすくわくプログラム」など幼児教育を取り入れており、園長先生も「幼児期の終わりまでに育てほしい 10 の姿」を意識して、大事に保育していますというお話をされていました。

保育園もいわゆる託児、ただの預かりという場所ではなく、保育所と幼稚園で必ずしもその機能や選択肢がそれぞれ分かれている状況ではないと思いますので、これまでご説明いただいた話を聞いていると、そのとおりだと預けている身として感じています。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。保護者の立場から機能面では保育園や幼稚園にそれほど大きな差はないとご発言いただきましたが、他にもいかがでしょうか。

【小楠委員】

私の子どもは認定こども園に通っていると思っていましたが、普通の幼稚園でその後預かり保育をしてきていたことに先ほど気づきました。もし、認定こども園が普通の幼稚園と比べて何か費用面などでメリットがあるのであれば行きたいとは思いますが、素朴な疑問ですが、費用面としては預かり保育を行う幼稚園と比べてどうでしょうか。

【串田副部会長】

利用料の制度自体はすごく複雑で、これまでの 1 号と 2 号に加え、新 2 号という認定があり、

新2号では幼稚園での一時預かりにも補助が出され、各園の預かり保育料やシステムは少しずつ違うのですが、保育料は基本的に無償化の対象となります。各園で料金は違うのですが、新2号では1日あたり450円、これが無償化上限額の範囲内で無料となるため、新2号認定などの制度などをご活用いただければ、一部の預かり保育料が高い園を除けば、ほとんど費用面は変わらない状況にあると思います。

【小楠委員】

お得になるのであれば認定こども園という選択肢もあると思うのですが、利用料はあまり変わらないのですね。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。先ほど川越委員から、保護者の就労状況により預けるかどうかという話がありました。事務局からも認定こども園の設置は市内全域で偏りなく行われてきたと説明がありました。もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

保育園は就労している方が預ける施設です。認定こども園は、機能の一部が保育園と同じです。やはり預けることができます。幼稚園は、就労していなくても預けることはできますが、費用面などで多少差が出てしまいます。現状、認定こども園は市内全域におおむねまんべんなく存在していること、また、資料には載せていませんが、もちろん保育園も幼稚園も市内には全域にあり、空き定員も昔よくニュースになっていた時代と比べると空きが発生している状況です。で「どうしてもこの園が良い」という希望がなければ入園できる状況になっていると思います。

一部設置に偏りがある地域もあることも承知しておりますが、市内全域で見たときは保育園でも認定こども園でもどちらも預けられるような状況になっていると思います。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。機能面では保育所も認定こども園も大きな違いはないこと、施設の空き定員もあり入園できる体制もあるとの説明もありました。

他になにかあるでしょうか。

《前原委員が退席》

【石井委員】

先ほど費用の話がありましたので補足します。保育園は「上乗せ徴収」という制度があり、教育・保育を充実させた場合、追加費用を徴収するものですが、八王子市の場合は上乗せ徴収しないと定めていると思います。

しかし、制度的には認定こども園は市と協議せずに「上乗せ徴収」ができます。保育園から認定こども園になり、上乗せ徴収するようになると、保護者の負担が増える可能性があります。このような認定こども園の影響も考慮して議論する必要があると思います。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。機能についてはよろしいでしょうか。
続きまして、論点 2 に移らせていただきます。

「認定こども園の現状と課題の「量の視点」」について、事務局から子どもの数の減少や空き定員の増加、需給バランスについて説明がありました。

委員の皆様からご質問、ご意見等あるでしょうか。

需給バランスは難しい議題だと思います。「施設の空き定員が増加している中、認定こども園化により定員が増加すると、需給バランスを損なう可能性がある」と事務局からも説明がありましたが、実際に施設を運営されている委員の方々からお話いただきたいです。

【串田副部会長】

幼稚園の充足率は、市が集計しているものもありますが、実態としては子どもが減り続けており、ここ 2、3 年で定員の 4 割程度となっています。1 クラスも定員が満たない園も半分程度あるので、保育所が認定こども園になると 1 号児の定員も増えることも踏まえると、運営の継続も厳しいと考えています。これが加速すると近隣の園が減る可能性もあり、幼稚園の現状としてはかなり厳しいです。

【石井委員】

保育園から認定こども園になった場合、幼稚園の枠ができますので、幼稚園の人数を吸収する形になります。逆に幼稚園が認定こども園になった場合、保育園が受け入れていた子どもを新たな認定こども園で受け入れる形になりますので、保育園の人数は吸収されることになります。空き定員が出ている状況で、お互いの部分を吸収し合うのは厳しいです。

資料 6 によると、保育園の 2 号・3 号児と認定こども園の 2 号・3 号児を合わせると、900 人程度の欠員が生じています。900 人というと 100 人規模の園が 9 つ丸々空いているのと同じ人数ですので、この状態で移行するのは、保育園も幼稚園も厳しいのではないかと感じております。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。実際に運営されている方からは、移行は需給バランスの観点から厳しいというご意見がありました。実際資料 6 にあるとおり、空き定員の状況はかなりの人数となっております。

事務局からも何かありますか。

【斉藤保育幼稚園課長】

市全域での空き定員は資料 6 にもあるとおり、かなりの数となっています。一部地域的に空き定員がないところもありますが、どの施設でも子どもが入らないというのは経営にも影響します。認定こども園化して、既存の園の近くで新しく定員ができると、子どもの取り合いにもなるので、周りの園の経営にも影響が出ると想定されます。

【藤枝部会長】

「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」の中でも、認定こども園化はそれぞれの実情に合わせて見直すようにと記載されております。それを踏まえると、市全体の幼稚園、保育園、認定こども園が持続可能な提供体制を確保し、存続していかなければならないと思います。

次に論点 3 認定こども園の現状と課題の「質の視点」についてです。

前回、幼児教育の質の向上を積極的に推進していること、多様な保育ニーズに対応していることなど、幼児教育・保育の両方の側面から様々な手法でアプローチしていると活発な議論がありました。

本部会では、認定こども園化にあたっての議論となっておりますが、質の視点に関して、事務局から今一度議論の方向性をお示しいただけないでしょうか。

また、前回私からも、「認定こども園化しなければできないことはあるのか」と質問させていただきましたが、この点に関しても事務局の考えをあわせて伺いたいと思います。

【事務局】

市としては、全体的な質の底上げを狙って幼児教育部分も保育部分も様々な取組を推進してきました。その取組の1つとして、認定こども園化も推進してきたところですが、他の取組の拡充やアンケート調査結果、後述する費用対効果などから、認定こども園化の設置支援を継続すべきかを含めた方向性を再度検討する必要があると思っておりますので、こちらを中心に議論させていただければと思います。

また「認定こども園化しなければできないこと」というご質問に関しては、教育・保育の面から考えるとほとんどないという認識です。保育所・幼稚園それぞれで保育・教育ともに受けられる環境整備を行っており、施設類型に関わらない取組は推進しているところ です。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。今の事務局からの説明を踏まえ、委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。

前回、質の向上について活発な議論がありましたので、特に意見などはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、先を急いで申し訳ないですが、論点 4「認定こども園の事業費について」に移ります。

事務局から事業費の説明がありました。これまでも説明のありました認定こども園の機能や質の向上に関する取組としての効果と、事業費の増加という費用面をあわせた総合的な判断をここで示していくことになると思います。

委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。

【石井委員】

資料 5 の 8 ページのとおり、事業費が急激に増加しています。

数年前から認定こども園化は活発に推進されてきたと思うのですが、そのスピードが早すぎたのではないかと、保育園を運営する者として感じています。八王子市は大きな法人も多いので、法人ごとに移行したという特殊な事情もあるとは思いますが、これを踏まえても移行のスピードが早すぎたのではないかと実感しております。

【串田副部長】

資料 5 の 8 ページのグラフですが、これは保育所などの事業費と認定こども園の事業費の差額分が計上されているということでしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

市がそれぞれの施設形態、例えば認可保育所や認定こども園に払う予算は、それぞれ個別に分かれています。総額として認定こども園にかかる事業費が、令和元年のときは大体 15 億円ぐらいたったものが、令和 5 年には 41 億円となったということです。

【串田副部長】

元々市が支払っていた保育園の事業費はそのまま認定こども園の事業費に上乗せされて計上されているということでしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

厳密にいうと、保育所で支払っている予算は一施設分がなくなり、その分認定こども園が一施設分増えている、ということになります。

【串田副部長】

認定こども園が 7 か所から 18 か所になったことで、歳出が 26 億円分単純に増えたということでしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

元々の保育所部分での支払いが減少しているので、総額については別の計算が必要です。ここではあくまで、認定こども園に対して払う事業費と、それに伴う一般財源、いわゆる市の税金等だけに着目した費用の増加を表しています。実際園側では東京都から給付を受けることもあると思いますが、この部分は除いています。

【串田副部長】

もともと保育園で支払っていた部分もこのグラフには載っているということで良いのでしょうか。このグラフでは、単純計算で、1 施設あたり 2 億円増加していることになっています。しかし、元々の事業費も上乗せされているので、実際の増加費用というのは、第 1 回の資料でもありました保育園では 1,000 万円、幼稚園は 2,500 万円という数値を参考にすればよろしいでしょうか。そうすれば、大まかな計算として 11 施設増加して 2 億円増加していることにはなると思います。

前回までの議論にもありましたが、幼稚園では 4 倍以上になっている試算も園の運営自体は特に変わっていないので、国や東京都、市の負担の割合が変わるものだと認識しております。その積み重ねが 11 園増加したことによって単純に 11 億円増えたということだと、1 園あたり 1 億円増えたことになると思いますが、その見方ではないと思い質問させていただきました。

【斉藤保育幼稚園課長】

1 施設ごとの事業費の増額という視点では、これまでお示した資料が良いと思います。

おおよその試算にはなりますが、保育園から移った場合は一般財源の負担は 1.2 倍に増えます。幼稚園の場合、元々市が保護者負担軽減の部分しか負担しなかったものが、認定こども園化すると運営費を支払うこととなるので、負担は約 4.4 倍、1 施設 120 人程度の定員で見ると、おおむね 2,500 万円ぐらいの一般財源の負担が増えるという試算となっております。ただし、もちろん規模によって事業費は変わります。

【串田副部長】

事業費が 11 億円増えている分、ほかの予算から入ってくる部分もあり、市の実質の負担は、大体 1 施設 1,000 万円から 2,500 万円ぐらいということでしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

お示している 1,000 万円や 2,500 万円というのは純粋に市の負担額です。

今回、この事業費という議題を出している理由の 1 つとしては、八王子市として見たときに負担がかなり増えていること、これが費用対効果の部分でどこまで効果があったのか、また、これだけ税金を使っても、子どもが減っている中、今後も維持していくべきかを改めて検討すべき状況となっていることがあります。

この話はどうしても市の負担という視点でも話す必要があり、このようなグラフで作成しているところになります。

【藤枝部長】

事業費の推移が分かり、市の負担がかなり生じていることも分かりました。

この事業費について、何か他のご意見、ご質問等あればお願いします。難しい部分ですので、もし何かまたあれば、後からでもご質問いただければと思います。

【川越委員】

認定こども園化をしていく中で、初期費用やノウハウをためる時期もあるのではないかと考えており、例えば軌道に乗ってきたら、運営がスマートになり費用が抑えられるなど、何か変わってくる部分はあるでしょうか。

また、先ほどの議論は、保育所や幼稚園でかかる費用が、認定こども園化することでさらに子どもの教育・保育にかかる事業費が増えると理解しており、費用対効果をどう捉えるかの部分だと思っています。

逆に、例えば認定こども園が増えて一括して管理できる場合、管理費用が減ることはあるのでしょうか。極論ですが、幼稚園も保育所もなくなって、全て認定こども園になれば、管理するものがそれだけになるので、費用が抑えられる部分もあるのかなと考えていました。

【石井委員】

確かにそれぞれの園で運営を効率化すれば、園としての費用や支出が減ることはあると思います。しかし、市が支払う運営費は、その園の規模や園児の数で決まりますので、効率化しても市の運営費が減ることはありません。

園それぞれの支出は減っても、事業費は変わらないというのが実態だと思います。

【齊藤保育幼稚園課長】

一つ補足しますと、石井委員のご発言のとおり、市が支払うお金自体は子どもの数と定員規模に応じて決まります。運営を効率化すれば、余分な費用が削減される部分はあると思いますが、市はあくまで決められたルールに従って支払っているため、事業費は変わりません。

また、特に幼保連携型認定こども園は、施設の設備など様々な基準が、他の施設の類型と比べても厳しい条件で行っているため、国が定めた公定価格の単価は、同じ規模の認可保育所と比べて若干単価が高く設定されています。そのため、同じ人数を預かっていたとしても、認定こども園になった段階で支出は大きくなる仕組みですので、移行が増えると市の負担も増えることとなります。

【藤枝部会長】

事業費についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後の論点です。

「その他」として「その他施策の方向性を議論するにあたり必要な視点・要素を踏まえた議論」についてです。

これまでの議論の全体を通して、委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。

【川越委員】

あまり関係ない部分かもしれませんが、従事者の採用についてお伺いしたいと思います。

保育園が保育士を採用する場合と、幼稚園が幼稚園教諭を採用する場合で、母数の違いや倍率、離職率など違いはあると思います。保育園が幼稚園教諭を新たに採用するとなったときに採用ノウハウや、保育園が保育士を管理していた部分が、幼稚園教諭が入ることによって、費用や数字には出てこない管理の難しさの部分があると思うのですが、いかがでしょうか。

【串田副部会長】

幼稚園は基本的に教育時間が9時から14時まで、次の日の準備に17時まで使って、基本的に9時から17時までの勤務時間が一般的です。そこに預かり保育が入ると、担任の先生の管理と、預かり保育を行う保育士の二名体制、つまり、保育士と幼稚園教諭のシフトが別々になります。

いまは平均化されてきていますが、幼稚園教諭は長期休暇もあり、働く時間は9時から17時、保育士は8時から18時までで長期休みもなくシフトの体制が違うので、管理は難しくなっています。

採用の面で言うと、幼稚園教諭は一人担任がいまは少し重い負担になっているようです。保育の現場も色々あると思うのですが、保育士の需要の方が今は多い印象を受けています。

【藤枝部会長】

養成所からは保育所と同じくらい幼稚園も魅力を感じる学生も多い印象です。

【石井委員】

採用の面で言うと、保育園は1日最低でも11時間、6日間で66時間最低でも開所しています。そこを週40時間勤務の職員を集めるわけですので、シフトや短時間勤務など、多様な働き方をする従事者を採用しないとやっていけないのが現状で、採用が難しい状況です。

認定こども園になる場合、保育士と幼稚園教諭の両方の免許が必要ですので、保育士資格しか持っていない人は幼稚園教諭を、逆に幼稚園教諭しか持っていない方は保育士資格を取らなければならないので、資格のハードルは1つあると思っています。最近の卒業生はほとんど両方の資格を持っているとのことですので、あまり問題にならないと思うのですが、既にいる職員が資格の部分でハードルになることはあると思っております。

【川越委員】

私は試験受けて保育士資格を取っていますが、幼稚園教諭は学校に通わなければ資格を取れないと思いますのでハードルはあるのでしょうか。

【串田副部長】

試験を受けて単位を取り、実習も必要です。実習さえできれば、それ以外は通信講座でも取得できると思います。

【藤枝部長】

今は特例もあり、保育士として一定の勤務経験があれば通常よりも取得しやすい環境もできました。幼稚園教諭側にも、両方に特例がありますが、今はとにかく人材確保のために国も様々な特例措置を延長しながら行っている印象です。

【石井委員】

資料6の在籍児童数の全施設の集計数11,623人が、7年度教育・保育施設に入っている人数だと思いますが、今後乳幼児の数が減り、入園率が増えている中で、11,623人という数字はどう推移すると予想しているのでしょうか。

【山田子どもの教育・保育推進課長】

入園率が上がっても、在籍児童数は下がっていくと推測しております。全体の子どもの数は減っているのですが、資料では1歳児が1,731人いますが、2歳児と比べると200人ぐらい少ないです。今の0歳児はまだ1歳になっていないので、どれぐらい生まれるかもわからない部分ではありますが、全体の傾向としては減少しています。

【斉藤保育幼稚園課長】

前回も少し議論がありましたが、全体的な就学前児童数は減る傾向と考えております。一方で、共働き世帯の増加による保育園に預けたいという需要は、毎年増えており、国は60%程度に達すると見込んでおります。八王子市も60%に近づいてきておりますので、仮に今の推移通りだとすると、この先の利用率60%がもし上限値だとすれば、子どもが減ったときは、この人数も減ると見込んでおります。もちろん今後生まれる子どもの数によって変わってくるので、少子

化対策の政策がうまくいけば、この先増えることもあるかもしれません。

【石井委員】

在籍児童数が減ると、欠員の数も減るのでしょうか。

【斉藤保育幼稚園課長】

定員が変わらない場合、空き定員、つまり表の右「弾力化の部分を除いた差」のマイナス部分は増えます。差の「B-A」は、もし定員が変わらなければ確実に増えていくと思いますし、もちろん弾力化している施設がある場合、さらに増える可能性はあります。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。保育士と幼稚園教諭の採用についてと子どもの数の減少についてご意見をいただきましたが、その他何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の論点として示された部分は、全て終了しました。事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

認定こども園の施策の方向性について活発なご議論がありました。ご議論いただきありがとうございます。

次回で議論をまとめる準備に入ることから、今回の審議で出たご意見を踏まえて、次の会議で改めて内容を整理し、議論を深めていきたいと思っております。以上となります。

【藤枝部会長】

ありがとうございます。

全体を通して、委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議は終了したいと思います。事務局より次回の開催日について、よろしく申し上げます。

【事務局】

認定こども園についての議論は、当初お示しましたスケジュールでは、6月23日までで答申をまとめることにしておりましたが、皆さまの意見を集約したうえで、慎重にご議論いただきたいと考えておりますので、もう一回分、追加で7月に認可部会を開催させていただきたいと考えております。

委員の皆様全員が出席いただけるよう、日程を事務局より調整させていただきます。

そのような形で進めてもよろしいでしょうか。

6月23日が最終日なので、1回増やすとすると、その後のスケジュールで調整が必要です。

【串田副部会長】

1回増やさないといけないのでしょうか。

【山田子どもの教育・保育推進課長】

委員の皆さま全員が参加できる場でまとめたいと思っております。

23日に全員集まることができない場合や、議論がまとまらないときは1回増やすことを検討していたのですが、まだわからない部分があるので、提案させていただきました。

【事務局】

本日のご意見をまとめさせていただき、次回の審議の進み方と委員全員が出席されるかどうか、状況を見ながら調整させていただきます。また、事務局から連絡させていただきます。

次回の予定は6月23日の月曜日となっております。出席できない方が複数名いらっしゃる場合は調整させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。

正式な開催通知や資料は事前に送付いたします。次回の開催までにご質問やご意見がありましたら事務局までお伝えください。

なお、冒頭でもお伝えしたところではありますが、アンケートの実施結果については、事務局で回収させていただきますので、お持ち帰りいただかないようお願い申し上げます。

その他、委員のみなさまから何かありますか。

無いようでしたら、以上をもちまして、本日の児童福祉施設等認可部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

《閉会》